

第3章 基本方針

1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画区域全域を対象として、市町村を超える幅広い見地から、平成16年4月27日に埼玉県が定めた都市計画の基本的な方針で、通称「せいかいほ整開保」ともいい、都市計画においては、最も上位の位置づけとなる方針です。

この方針は、都市計画法を根拠とし、都市の発展の動向、人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った都市の目標や将来像を明らかにし、その実現に向けての道筋を示すものとして、次の項目について定めています。

【都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要】

（1）都市計画の目標

⇒①将来都市像：にぎわいとやすらぎのある文化のまち…朝霞

②目標年次：平成22年

（2）区域区分（市街化区域及び市街化調整区域との区分）の決定の有無及びその方針

（3）土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的・歴史的環境の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針

※②目標年次については、旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入手続きに着手していたため、埼玉県の指示により「整開保」の見直しを延期したことから、目標年次は平成22年となっています。

【都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定状況（平成26年2月現在）】

都市計画区域名	告示年月日・告示番号	備考
朝霞都市計画区域	平成16年4月27日 埼玉県告示第878号	都市計画法の改正に伴う決定

2. 都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

都市計画マスタープランは、都市計画法を根拠とし、市町村の総合振興計画及び都市計画区域マスタープランに則し、市町村が創意工夫のもと、市民の意見を反映させながら、まちのあるべき将来像や、地域における都市づくりの課題とこれに対応した今後のまちづくりの方向をわかりやすく具体的に示す方針です。

本市では、平成17年3月に「朝霞市都市計画マスタープラン」を策定しました。この方針では、朝霞市の現況とまちづくりの課題を踏まえ、まち全体の将来構想と市内を5つに区分した地域別構想が定められており、その概要は次のとおりです。

なお、この方針の策定にあたっては、ワークショップなども開催して、市民の皆様から多くのご意見をいただき策定いたしました。

【朝霞市都市計画マスタープランの概要】

- (1) 目標年次
⇒平成 37 年（基準年次平成 17 年のおおむね 20 年後）
- (2) まちづくりの将来像
⇒「人と暮らし・自然が活きるまち “あさか”」
- (3) まちづくりの基本方針
⇒①多様な機能の充実による活力あるまちづくり
②いつまでも愛着が持て住み続けられるまちづくり
③身近な自然とともに暮らせるまちづくり
- (4) 将来人口
⇒目標年次の人口をおよそ 14 万 3 千人と推計
- (5) まちづくりの実現に向けた考え方
⇒市民・企業（事業者）・行政の“協働”によるまちづくり
- (6) 将来都市構造図

